

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令（案）の概要

信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会及び信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の業務範囲等について、別紙「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」2（1）、3、4（2）に準じた改正を行う。